

平成 30 年 11 月 14 日発効

平成 30 年 11 月 30 日改訂

平成 30 年 12 月 20 日改訂

「超小型モビリティ「チョイモビヨコハマ」を用いた実証実験」 に関する運用申合せ書

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授氏川恵次（以下、「甲」とする）と日産自動車株式会社グローバル EV 本部EVオペレーション部シニアエンジニア柳下謙一（以下、「乙」とする）は、「超小型モビリティ「チョイモビヨコハマ」を用いた実証実験」（以下、「本実証実験」という）の運用のため、平成 30 年 11 月 14 日付け共同研究契約書（以下、「原契約」という）にもとづき、以下の申合せを行います。

本実証実験の参加者（横浜国立大学の教職員および学生とします）は、「チョイモビヨコハマ」の「個人会員」として、「会員規約」および「重要事項」に同意し、これに従うものとします。ただし、以下の記載事項については、これらを優先的に適用するものとします。

1. 利用料金

(1) 本実証実験の参加者は、チョイモビヨコハマのホームページに掲載されている料金について、原契約第 3 条に定める共同研究期間内の 2018 年内の利用にかんしては、基本料金、時間料金共に支払う必要がないものとします。

(2) 同 2019 年内の利用のうち、1 月 7 日～1 月 17 日については、基本料金、時間料金共に支払う必要がないものとします。

(3) 同 2019 年内の利用のうち、1 月 21 日～1 月 31 日については、以下のように定めるものとします。

a. 横浜バイクウォーターステーション～横浜国立大学間における別途定める指定ルートの利用においては、チョイモビヨコハマのホームページに掲載されている料金の基本料金、時間料金を共に支払うものとします。

b. 横浜国立大学の構内の利用においては、チョイモビヨコハマのホームページに掲載されている料金の内、基本料金は不要とし、1 回あたり 100 円のみを支払うものとします。

2. 会員資格

本実証実験の終了後、本実証実験の参加者は、自ら退会の手続きを取らない限り、チョイモビヨコハマの通常の個人会員として、引き続き資格を有するものとします。その際には、

本実証実験の終了以降については、チョイモビヨコハマのホームページに掲載されている所定の料金を、個人会員として負担するものとします。

3. 利用可能な曜日

原契約第3条に定める共同研究期間内での、原契約別表第3に掲げる超小型モビリティ「チョイモビヨコハマ」(以下、カーシェアリング車両という)の利用可能な曜日は、平日のみとします。

4. 走行区域

本実証実験では、下記の指定区域内のみを走行可能なものとします。

- (1) 横浜国立大学の教職員は、横浜ベイクォーターステーションー横浜国立大学間における別途定める指定ルート、および横浜国立大学の構内。
- (2) 横浜国立大学の学生は、横浜国立大学の構内。

5. 返還

- (1) 本実証実験への参加者は、横浜国立大学の構内における、指定された駐車場(正門駐車場、中央広場駐車場、理工学部駐車場、教育学部第3研究棟駐車場)にカーシェアリング車両を返還するものとします。
- (2) 本実証実験への参加者は、会員規則第22条4項に定められている利用可能時間に準じ、午前8時から午後8時の間にカーシェアリング車両を返還するものとします。また、日を跨いでの利用はできないものとします。

6. 安全措置等

- (1) 本実証実験に先立ち、甲および乙は、事前に安全に関する措置を講じるものとし、本実証実験への参加者は、以下の措置に従うものとします。
 - a. 未成年の参加者は、チョイモビヨコハマ会員規約に加えて、本申合せ書の内容について、別途定める親権者同意書を提出するものとします。
 - b. 全ての参加者は、甲および乙の主催する事前説明、実地研修へ必ず参加するものとします。
- (2) 本実証実験に先立ち、本実証実験への参加者に対し、甲および乙は、チョイモビヨコハマ会員規約および重要事項につき、十分な説明を行うものとします。

7. 車両利用情報

本実証実験の参加者は、原契約に定める共同研究期間中においては、チョイモビヨコハマ会員規約第45条に従い個人情報の取り扱いに同意するとともに、前記「走行区域」に沿っているかの情報取得に同意するものとします。

8. アンケート調査および個人情報の取り扱い

- (1) 本実証実験の参加者は、甲および乙が原契約に定める共同研究期間中に実施するアンケート調査に協力することを同意するものとします。
- (2) 甲および乙は、本実証実験で収集した個人情報につき、善良なる管理者の注意をもって、取り扱うものとします。
- (3) 乙は、原契約に定める共同研究期間の終了以前にチョイモビヨコハマから退会し、同共同研究期間終了以降は会員資格を有しない本実証実験への参加者の個人情報については、共同研究期間終了時に破棄するものとします。

9. その他

- (1) 甲および乙は、本申合せ書に未記載の事項について、随時協力して対応することとします。
- (2) 甲および乙いずれかが本申合せ書の内容の変更を必要とする場合は、随時協議の上、改訂するものとします。
- (3) 本申合せ書の有効期間は、原契約第3条に定める共同研究期間とします。

附則

本申合せ書は、原契約締結日より、有効とします。